

介護保険

介護予防訪問看護重要事項
・サービス説明書

こ～ぷのお家桜ヶ丘 訪問看護ステーション

訪問看護重要事項・サービス説明書

1. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 こ〜ぷ福祉会
代表者名	理事長 吉島 孝
所在地・電話	仙台市青葉区桜ヶ丘2丁目20-1 電話 022-279-2941 FAX 022-719-3165
業務の概要	訪問看護、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業、地域包括支援センター、定期巡回、ショートステイ・高齢者住宅

2. 事業所の概要

事業所名	こ〜ぷのお家桜ヶ丘 訪問看護ステーション		
所在地	仙台市青葉区桜ヶ丘2丁目20-1		
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	訪問看護	0465190080号	
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	訪問看護	池下 久美	022-303-0828
サービス提供地域	仙台市全域		

3. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1名（正看護師・訪問看護提供を兼務）
訪問看護提供職員	正看護師 名（常勤 名、非常勤 名） 理学療法士 1名（常勤） 1名（非常勤） 作業療法士 1名（非常勤）
事務担当職員	1名（非常勤）

4. 営業日及び営業時間

営業日 : 毎週月曜日から金曜日

営業時間 : 午前 9:00～ 午後 5:30

休 日 : 毎週土・日曜日、国民の休日、12月29日から1月3日まで

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（ただし、緊急時訪問看護加算算定時に基づくものとする）

5. 当事業所のサービス方針

私たちの所属する「社会福祉法人こーぷ福祉会 こへぷのお家桜ヶ丘訪問看護ステーション」は、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会を目指しています。

看護や介護が必要な人にとって、体のケアだけでなく、心のケアも念頭においた利用者本位のケアプランが作成され、安心して看護や介護サービスを受けられることが最も大切です。

私たちは、知恵と力をあわせ、良質な看護サービスの提供と健全な事業運営のためにいっそうの研修に励むとともに、情報を共有しネットワークを広げ、個人情報保護に留意し要介護者と介護者の人権擁護(尊重)、地域住民の福祉向上に資することを目指します。

6. サービスの内容

(1) 指定訪問看護は利用者の居宅において、看護師その他省令で定める者が療養上の世話、又は、必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問看護

20分未満	302 単位／回
30分未満	450 単位／回
30分以上60分未満	792 単位／回
1時間以上1時間30分未満	1,087 単位／回
＜算定要件＞(20分未満) ・指定訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている。 ・介護予防サービス計画又は支援計画の中に、20分以上の訪問看護が週1回以上含まれている場合。	

理学療法士、作業療法士又は、言語聴覚士の場合*

1回あたり287単位／回 (＊1回あたり20分)	・1週間に6回を限度に算定する。 ・利用開始月から12ヵ月超の利用は1回につき5単位減算する。
-----------------------------	--

*リハビリテーションとは看護師と理学療法士等が連携して行うものとする

加算サービス内容

□緊急時訪問看護加算

利用者又は家族等から電話などにより、看護に関する意見を求められた場合に常時対応出来る体制にあり訪問看護を受けようとする場合、当該体制にある旨を説明し、同意を得た場合に、月1回に限り所定額に加算します。(この加算については区分支給限度算定対象外となります)

特別管理加算

特別な管理を必要とする利用者＜＊厚生労働大臣が定める状態＞に対して、電話などにより看護に関する意見を求められた場合、常時対応出来る体制、整備がなされ計画的な管理上、月1回に限り所定額に加算します。(この加算については区分支給限度算定対象外となります)

＜＊厚生労働大臣が定める状態＞

□特別管理加算(Ⅰ)

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

□特別管理加算(Ⅱ)

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

□サービス提供体制強化加算Ⅰ

□サービス提供体制強化加算Ⅱ

厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合、1回につき所定単位を加算します。(算定要件あり)(この加算については区分支給限度算定対象外となります)

□初回加算

過去2ヶ月間に訪問看護サービスを利用していない場合で、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合加算します。

□退院時共同指導加算

退院又は退所後の初回訪問看護の際、1回に限り加算します。(特別な管理を要する場合2回算定可)

□看護体制強化加算

中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制のある事業所に対して加算します。(算定要件あり)

□複数名訪問加算(Ⅰ)

同時に複数の看護師等が1人の利用者に計画的に訪問看護をおこなった場合、2人目の従事者の所要時間により加算します。(算定要件あり)

□看護・介護職員連携強化加算

たんの吸引等(*)を実施する事業所として所定の登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や、訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合、1月に1回加算します。

(*)たんの吸引等・・・口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養

*各加算サービス料金については別紙の料金表をご参照ください。

(2) サービスは契約書の第16条に沿って計画的に提供します。

(3) 事業者は、次の日程により指定訪問看護を提供します。

曜日	訪問時間帯	訪問看護内容(概要)
月曜日	～	バイタルサイン測定：状態観察 保清(入浴・清拭・足浴)：排泄支援 ()管理・交換：()処置：リハビリテーション 介護支援・相談・指導：関係機関連携
火曜日	～	
水曜日	～	
木曜日	～	
金曜日	～	

7. サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービス利用料および利用者負担分は別紙一覧(利用料金表)のとおりです。
- (2) 利用者負担分は、当月分をまとめて請求し、翌月20日に郵便局自動払い込による口座引き落としをさせていただきます。(当日郵便局休業の時は、翌営業日となります。)
- (3) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。
介護予防サービス・支援計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料金を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。
- (4) 交通費については、介護保険でのご利用の場合、介護報酬に含まれます。
なお、医療保険での訪問看護となる場合におきましては、全額自己負担となります。

8. 緊急時の対応

看護師等は、訪問看護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求めるなどの必要な措置を講じます
又、事故発生時、市町村、利用者の家族、利用者に関係する介護予防支援事業所、又は地域包括支援センターに対し連絡を行います。緊急連絡先、主治医等の連絡先を職員全体に周知を講じます。

9. 事故発生時の対応

事業所は利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合、市町村、利用者家族、利用者に関係する居宅介護予防支援事業所、または、地域包括支援センターに対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により生命、身体、財産に損害を与えた場合は速やかに損害賠償を行います。

10. 苦情・相談対応

(苦情処理の体制)

利用者は提供された指定訪問看護に苦情がある場合には、前記窓口事業所、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てる事が出来ます。苦情申し立て又は相談を受けた場合は、拡大防止を図り、迅速誠実な対応をいたします。また、必要時は指示・サポートを得る等講じ、職員全員の徹底を図り、ご説明報告いたします。申し立て理由に関し不利益な取扱をする事はありません。

(苦情・相談対応窓口)

名 称	所 在 地 ・ 電 話 番 号
こ～ぷのお家桜ヶ丘 訪問看護ステーション 担当者：池下 久美	所在地 仙台市青葉区桜ヶ丘2-20-1 電話番号 022-303-0828 FAX 番号 022-277-1571 ご利用時間 9:00～17:00 (月～金曜日)
仙台市 介護事業支援課 居宅サービス指導係	所在地 仙台市青葉区国分町3-7-1 電話番号 022-214-8192 FAX番号 022-214-4443 ご利用時間 9:00～17:00 (月～金曜日)
第三者委員苦情相談窓口	所在地 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F 電話番号 022-276-5201 FAX番号 022-276-5160 ご利用時間 9:00～16:00 (月～土曜日)
国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3自治会館6F 電話番号 022-222-7700 ご利用時間 9:00～16:00 (月～金曜日)
宮城県社会福祉協議会 運営適正委員会	所在地 仙台市青葉区本町3-7-4 電話番号 022-716-9674 FAX番号 022-719-9298 ご利用時間 9:00～16:00 (月～土曜日)

11. その他

:指定訪問看護提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意下さい。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭管理等の取り扱いは致しかねますので、ご了承下さい。
- ②看護師等に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ③保険証の変更がありましたら、職員に必ずご連絡ください。
- ④大災害が生じた場合は、下記の対応をさせて頂く場合もあります。
 - ・ライフラインが寸断された場合は連絡がつかなくなります。
 - ・予定になっている訪問看護の場合においては、サービスの提供を中止させていただきます。
 - ・訪問看護提供の際は、途中でサービスを中止させていただきます。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 所在地 仙台市青葉区桜ヶ丘2-20-1
名称 こ～ぷのお家桜ヶ丘 訪問看護ステーション

施設長 木島 弘詞 印

説明者氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名